

## 市町村子ども・子育て支援事業計画及び都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成に当たっての留意事項

この「市町村子ども・子育て支援事業計画及び都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成に当たっての留意事項」は、基本指針の概ねの案を踏まえ、基本指針案の「第三 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する事項」について、市町村子ども・子育て支援事業計画及び都道府県子ども・子育て支援事業支援計画（以下「子ども・子育て支援事業計画」という。）の作成等に当たって留意いただきたい事項等を定めたものである。

### 一 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の利用状況及び利用希望の把握（第三の一3関係）

- 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の利用状況及び利用希望の把握に当たっては、基本的には利用希望把握調査の調査票の各家庭への郵送によるアンケート形式により行うことが適当と考えていること。また、よりきめ細かく保護者の利用希望を把握するため、必要に応じて、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に該当する現行の事業の利用者に対するヒアリング等を行うことも考えられること。
- 「量の見込み」をより正確に設定するため、幼稚園において実施する預かり保育を利用している子どもの数やその利用実態に関する情報の把握に努めることが必要であり、「幼稚園における保護者の就労状況等の調査及び把握について」（平成25年5月17日付通知府政共生第366号、25初幼教第3号、雇児保発0517第1号）も踏まえ、これらの把握に努めていただきたいこと。  
また、同様に、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第59条の2に基づき都道府県等に届出がなされている認可外保育施設等を定期的に利用している子どもの数やその利用実態に関する情報の把握に努めることが必要であり、当該調査については、追って連絡する予定であること。
- 利用希望把握調査の結果の集計方法等についての作業の手引きについては、年内を目途に通知すること。
- 指定都市が利用希望把握調査を行う場合には、統計法（昭和19年法律第53号）第24条第1項の規定により、当該利用希望把握調査を行う30日前までに総務大臣に対して届出を行うこと必要であること（平成25年7月31日付け事務連絡）。

### 二 市町村子ども・子育て支援事業計画における量の見込み（第三の二2（一）、3（一）関係）

- 各市町村において設定した教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みについては、後日、国の参考資料としてその数値の提供を依頼すること。
- 教育・保育の量の見込みに関して、社会保障・税一体改革における子育て支援の量的拡充の前提となった「子ども・子育てビジョン」（平成22年1月29日少子化社会対策会議決定）の策定時においては、満3歳以上児の保育利用率は平成29年度末に4

8%、満3歳未満児の保育利用率は同年度末に44%と見込まれていること。

### 三 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画における教育・保育の量の見込み（第三の四2（一）関係）

- 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画においては、「0歳、満1歳及び満2歳、満3歳から小学校就学前まで」の3区分に分けて量の見込みを設定することが基本である。

ただし、都道府県は市町村の基盤整備を支援する役割を担っており、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画において設定した「量の見込み」に基づいて自ら基盤整備を行う立場には基本的にはないことから、都道府県の実情に応じて、「満3歳未満、満3歳以上」の2区分で設定することも可能であること。

### 四 認可及び認定に係る需給調整

#### 1 基本的考え方（第三の二2（二）イ及び四2（二）（2）関係）

- 公立の教育・保育施設は届出・公示により設置されるため、認定こども園法及び児童福祉法の需給調整の規定は直接適用されない。

しかしながら、適切な需給状況を確保するため、公立の教育・保育施設の設置時における定員設定においては、子ども・子育て支援事業計画の量の見込み及び提供体制の確保方策を踏まえた検討が求められること。

#### 2 認定こども園への移行に係る需給調整の特例（第三の四2（二）（2）ウ関係）

- 「都道府県計画で定める数」は、認定こども園への移行を促進するため、移行を希望する幼稚園・保育所があれば、認可・認定基準を満たす限り認可・認定が行われるように設定することが基本であること。

具体的には、認定こども園・幼稚園・保育所等の利用状況や既存の幼稚園・保育所の認定こども園への移行の希望を把握し、これらの移行に関する意向等を踏まえ、地方版子ども・子育て会議における議論を経る等、透明化を図った上で設定すること。

### 五 特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上のために講ずる措置（第三の四4関係）

- 都道府県が記載する「特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者の見込み数」の算出に当たって必要な事項は、本年度末を目途に提示すること。

### 六 市町村の区域を超えた広域的な見地から行う調整（第三の五1関係）

- 都道府県が、市町村の区域を超えた広域的な見地から行う調整については、子ども・子育て支援法第3条第2項及び第62条第3項第1号の規定に基づき、例えば、別紙2に掲げるケースについて行うことが考えられること。また、内閣総理大臣は、子ども・子育て支援法第63条第2項の規定に基づき、都道府県に対し、広域調整を含めた都道

府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成上重要な技術的事項について、必要な助言その他の援助の実施に努めるものとしていること。

七 子ども・子育て支援事業計画の作成の時期（第三の六 1 関係）

- 子ども・子育て支援新制度は平成27年度からの実施が想定されることから、平成26年度半ばまでにおおむねの案を取りまとめる必要があること。

八 地方版子ども・子育て会議の設置に関する事項（第六の一関係）

- 地方版子ども・子育て会議は、子ども・子育て支援事業計画への子育て当事者等の意見の反映を始め、子ども・子育て支援事業計画に基づく施策その他の地域における子ども・子育て支援施策の実施状況等について点検、評価し、必要に応じて改善を促す上で重要な役割を果たすことから、設置するよう努めていただきたいこと。また、設置する場合には、子ども・子育て支援事業計画の調査審議等が十分行えるよう、可能な限り速やかに設置していただきたいこと。なお、利用希望把握調査の内容についても、地方版子ども・子育て会議で調査審議することが望ましいこと。